

○内閣府告示第四百八十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十年八月二十
二日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年九月十二日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道紋別郡上湧別町及び湧別町
- 二 構造改革特別区域の名称 地場産品を使用した安全で安心な給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 北海道紋別郡上湧別町及び湧別町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本
方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第四百八十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十年八月二十
二日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年九月十二日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 坂井市
- 二 構造改革特別区域の名称 坂井すこやか給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 坂井市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本
方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第四百八十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十年八月二十
二日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年九月十二日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 福井県丹生郡越前町
- 二 構造改革特別区域の名称 越前町すくすく給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 福井県丹生郡越前町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本
方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第四百八十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十年八月二十
二日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年九月十二日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 海津市
- 二 構造改革特別区域の名称 海津市幼保連携的給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 海津市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本
方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第四百八十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十年八月二十
二日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年九月十二日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 豊田市
- 二 構造改革特別区域の名称 健やかな子どもの成長を育む給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 豊田市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本
方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第四百八十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十年八月二十
二日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年九月十二日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 安城市
- 二 構造改革特別区域の名称 安城心豊かな子どもを育む給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 安城市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本
方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第四百八十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十年八月二十
二日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年九月十二日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 蒲郡市
- 二 構造改革特別区域の名称 ところ豊かな「安心」給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 蒲郡市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本
方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第四百八十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十年八月二十
二日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年九月十二日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 常滑市
- 二 構造改革特別区域の名称 はばたけ未来へ！心豊かなとこなめっ子給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 常滑市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本
方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第四百九十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十年八月二十
二日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年九月十二日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 稲沢市
- 二 構造改革特別区域の名称 稲沢市食育推進給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 稲沢市の区域の一部（祖父江町及び平和町地区）（詳細は内閣府において閲
覧に供する。）
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本
方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第四百九十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十年八月二十
二日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年九月十二日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 日進市
- 二 構造改革特別区域の名称 日進市安全安心保育園給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 日進市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本
方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第四百九十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十年八月二十
二日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年九月十二日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 田原市
- 二 構造改革特別区域の名称 地産地消の食育による安心子育て特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 田原市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本
方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第四百九十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十年八月二十
二日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年九月十二日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 清須市
- 二 構造改革特別区域の名称 地域と共に生まれ育つ子どものための給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 清須市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本
方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第四百九十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十年八月二十
二日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年九月十二日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北名古屋市
- 二 構造改革特別区域の名称 北名古屋いきいき給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 北名古屋市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本
方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第四百九十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十年八月二十
二日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年九月十二日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 愛知県愛知郡東郷町
- 二 構造改革特別区域の名称 東郷町心豊かな子どもを育む給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 愛知県愛知郡東郷町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本
方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第四百九十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十年八月二十
二日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年九月十二日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 愛知県愛知郡長久手町
- 二 構造改革特別区域の名称 長久手町よく遊び自然に親しむ給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 愛知県愛知郡長久手町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本
方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第四百九十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十年八月二十
二日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年九月十二日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 愛知県西春日井郡春日町
- 二 構造改革特別区域の名称 はるひ心暖か、にこにこ給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 愛知県西春日井郡春日町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本
方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第四百九十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十年八月二十
二日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年九月十二日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 愛知県海部郡甚目寺町
- 二 構造改革特別区域の名称 元気でモリモリ健やか給食育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 愛知県海部郡甚目寺町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本
方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第四百九十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十年八月二十
二日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年九月十二日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 愛知県海部郡蟹江町
- 二 構造改革特別区域の名称 かにえ活き生き給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 愛知県海部郡蟹江町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本
方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第五百号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十年八月二十
二日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年九月十二日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 愛知県知多郡阿久比町
- 二 構造改革特別区域の名称 子どもが健康で輝きながら育つ給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 愛知県知多郡阿久比町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本
方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第五百一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十年八月二十
二日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年九月十二日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 愛知県幡豆郡一色町
- 二 構造改革特別区域の名称 一色町心豊かな給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 愛知県幡豆郡一色町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本
方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第五百二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十年八月二十
二日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年九月十二日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 愛知県幡豆郡吉良町
- 二 構造改革特別区域の名称 吉良もりもり元気つづを育てる給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 愛知県幡豆郡吉良町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本
方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第五百三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十年八月二十
二日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年九月十二日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 愛知県幡豆郡幡豆町
- 二 構造改革特別区域の名称 はずっ子を育む楽しい給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 愛知県幡豆郡幡豆町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本
方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第五百四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十年八月二十
二日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年九月十二日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 愛知県西加茂郡三好町
- 二 構造改革特別区域の名称 三好町わくわくもりもり給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 愛知県西加茂郡三好町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本
方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第五百五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十年八月二十
二日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年九月十二日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 愛知県北設楽郡設楽町
- 二 構造改革特別区域の名称 食育したら給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 愛知県北設楽郡設楽町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本
方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第五百六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十年八月二十
二日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年九月十二日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 愛知県北設楽郡豊根村
- 二 構造改革特別区域の名称 心ワクワク給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 愛知県北設楽郡豊根村の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本
方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第五百七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十年八月二十
二日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年九月十二日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 亀山市
- 二 構造改革特別区域の名称 亀山市あんしんあんぜん給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 亀山市の一部（関町及び加太地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第五百八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十年八月二十
二日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年九月十二日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 和歌山県西牟婁郡すさみ町
- 二 構造改革特別区域の名称 心豊かな子供を育む給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 和歌山県西牟婁郡すさみ町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本
方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）